

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
第4章 コンテナー特例法関係						第4章 コンテナー特例法関係					
第2節 TIR 運 送						第2節 TIR 運 送					
(TIR 税関の指定)						(TIR 税関の指定)					
34—1 TIR 条約第34条の規定により、TIR カルネによる担保の下で行われる運送のために指定する税関（以下「TIR 指定税関」という。）は、次に掲げる税関官署とする。						34—1 TIR 条約第34条の規定により、TIR カルネによる担保の下で行われる運送のために指定する税関（以下「TIR 指定税関」という。）は、次に掲げる税関官署とする。					
番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号	管轄税関	TIR 指定機関
1	東京税関	※東京税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 大井出張所 立川出張所 新潟税関支署	5	名古屋税関	※名古屋税関（同一市内にある次の出張所を含む。） (削除)	1	東京税関	※東京税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 大井出張所 立川出張所 新潟税関支署	5	名古屋税関	※名古屋税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 稻永出張所
2	横浜税関	※横浜税関（同一市内にある次の出張所を含む。） (削除) 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 ※川崎税関支署 ※千葉税関支署 日立出張所 姉崎出張所	6	門司税関	※清水税関支署 衣浦出張所 ※四日市税関支署 興津出張所 焼津出張所 浜松出張所	2	横浜税關	※横浜税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 鶴見出張所 本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 ※川崎税関支署 ※千葉税關支署 日立出張所 姉崎出張所	6	門司税關	※清水税關支署 衣浦出張所 ※四日市税關支署 興津出張所 焼津出張所 浜松出張所
3	神戸税關	※神戸税關（同一市内にある次の出張所を含む。）	7	長崎税關	※長崎税關 久留米出張所	3	神戸税關	※神戸税關（同一市内にある次の出張所を含む。）	7	長崎税關	※長崎税關 久留米出張所

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
4	大阪税関	<p>(削除)</p> <p>ポートアイランド出張所 六甲アイランド出張所 ※広島税関支署 小松島税関支署</p> <p>※大阪税関（同一市内にある次の出張所を含む。）</p> <p>(削除)</p> <p>南港出張所 ※堺税関支署 京都税関支署 岸和田出張所 和歌山税関支署</p>	8 9	<p>函館税関 ※函館税関 ※小樽税関支署 札幌税関支署 釧路税関支署</p> <p>沖縄地区税関 ※沖縄地区税関</p>	<p>摩耶埠頭出張所 ポートアイランド出張所 六甲アイランド出張所 ※広島税関支署 小松島税関支署</p> <p>※大阪税関（同一市内にある次の出張所を含む。）</p> <p>桜島出張所 南港出張所 ※堺税関支署 京都税関支署 岸和田出張所 和歌山税関支署</p>	4	大阪税関	8 9	<p>函館税関 ※函館税関 ※小樽税関支署 札幌税関支署 釧路税関支署</p> <p>沖縄地区税関 ※沖縄地区税関</p>

備考 ※印の税関官署は、仕出地税関及び仕向地税関のほか経由地税関となりうる税関官署である。

備考 ※印の税関官署は、仕出地税関及び仕向地税関のほか経由地税関となりうる税関官署である。